

◎旅館業法の一部を改正する法律

(平成二九年一二月一五日法律第八四号)

一、提案理由 (平成二九年一二月二四日・衆議院厚生労働委員会)

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました旅館業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

消費者のニーズの変化、違法な営業者の広がり等を踏まえ、旅館業に係る規制緩和を進めるとともに、無許可営業者に対する取り締まりを強化し、旅館業の健全な発展を図るため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、旅館業の営業種別について、ホテル営業と旅館営業を統合し、旅館・ホテル営業とします。

第二に、無許可営業者に対して、都道府県知事等が報告徴収や立入検査、緊急命令を行うことを可能とするとともに、旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を引き上げます。

最後に、この法律案の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としています。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院厚生労働委員長報告 (平成二九年一二月五日)

○高鳥修一君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、旅館業法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、旅館業の営業種別について、ホテル営業及び旅館営業を統合し、旅館・ホテル営業とすること、

第二に、許可を受けず営業している者に対して、都道府県知事等が立入検査等を行うことを可能とするとともに、旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を引き上げること
等であります。

本案は、去る十一月二十二日本委員会に付託され、二十四日加藤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十二月一日、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

三、参議院厚生労働委員長報告（平成二九年一二月八日）

○島村大君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、旅館業法の一部を改正する法律案は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合、都道府県知事等による旅館業を営む者に対する緊急命令の創設、無許可営業者など旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額の引上げ等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の趣旨及び早期成立の必要性、旅館業に係る規制の在り方、違法民泊の現状及び対策等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二九年一二月七日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、違法な民泊サービスが広がっている現状に鑑み、引き続きその実態の把握に努めるとともに、地方自治体が無許可営業者等に対する十分な指導・監督を行うことができるよう、保健所を始めとする関係部局の人員確保を含む体制強化のために必要な支援を行うこと。
- 二、本法の施行に当たっては地方自治体における条例改正等が必要となることから、地方自治体が円滑に対応できるよう、速やかに政省令等を示し、丁寧な周知を行うこと。
- 三、二〇一九年ラグビーワールドカップ、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを控え、訪日外国人観光客の当面の更なる増加が見込まれる中、利用者の需要の高度化及び多様化に対応した施設やサービスの充実、とりわけ防災設備や避難・誘導體制の外国人対応の強化などを促進し、地域活性化の観点からも旅館・ホテル営業の健全な発展を図るため、本法の施行状況を踏まえつつ、旅館業に係る規制の見直しについて罰則も含め引き続き検討すること。
- 四、今後、旅館業に係る構造設備の基準等の規制全般についての見直しを検討する際には、議論の方向性が真に旅館業の健全な発展に資するものとなり、旅館業の安全・衛生面での水準や、周辺住環境、旅館業に従事する労働者の労働環境、健康等を損ねるものとならないよう、十分に留意すること。
- 五、いわゆるネットカフェ等に見られるような事実上宿泊できる施設に関し、必ずしも旅館業法が適用されていない事例が指摘されていることに鑑み、利用の実態に応じて

旅館業法を適切に適用すること。

六、今回の旅館業法改正の趣旨に鑑み、旅館業法と国際観光ホテル整備法におけるホテル・旅館の定義について現場で混乱が生じないように、実態を踏まえ今後適切な対応を図ること。

右決議する。